

～鳥取型「新しい生活様式」実践向け～

# 体験型小売業

## における 事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

新型コロナウイルス感染を予防し、営業を継続するため、体験型小売業が実施するサービス等の場面ごとに発生するおそれがある感染リスクへの対策例を整理しました。

皆さんの施設の状況や実情等にあわせて実践してください。

※ この対策例は最新の情報に基づき適宜更新していきます。

### 新型コロナ安心対策認証店制度

新型コロナ対策に自ら取り組む事業所を対象に、県が審査し認証を与える「新型コロナ安心対策認証店制度」を設けています。

原則としてガイドラインの全ての項目を適用し、対策を明記した対策の手順書を策定の上、実際の運用を行うことが必要です。

認証には、県の職員等による立入検査で感染拡大予防対策が独自の手順書どおり実施されているか確認を受けることが必要で、感染予防対策が講じられていると認められた施設には、認証書及びステッカーを交付します。



**新型コロナ対策で安全とおもてなしにつながる事業所へ、  
認証取得を県がサポートします。未参加のお店は是非、参加しましょう。**

詳しくは、県庁くらしの安心推進課までご相談ください。

認証店の情報は、**とっとりずむ** の特設サイトで紹介しています。

【くらしの安心推進課HP】



【認証特設サイト:とっとりずむ】



### LINEによるとっとり新型コロナ対策安心登録システム

このシステムにより発行されたQRコードを店舗に設置することで、店舗利用者がQRコードを読み込んだ店名、日時、LINEアカウントが県に登録されます。利用者が新型コロナウイルスに感染した可能性がある場合、県からその情報をお知らせし、感染拡大防止に向けたお願いなどを案内します。

店舗へQRコードを掲示していただき、来店者に登録を促すようにお願いします。



問合わせ先  
新型コロナ克服くらしの  
安心相談・応援窓口

東部 県庁くらしの安心推進課  
中部 中部総合事務所環境建築局  
西部 西部ワンストップセンター

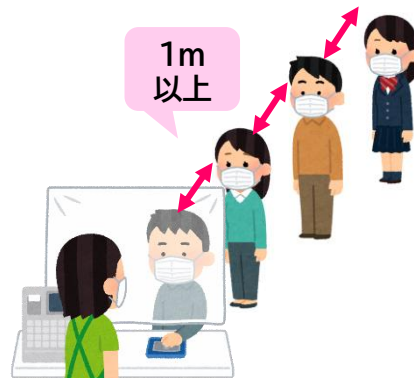
☎0857-26-7982  
☎0858-23-3982  
☎0859-31-9637

## 施設の感染防止対策 (例)

- 換気の徹底(CO<sub>2</sub>は1,000ppm以下)  
30分ごとに5分程度の換気

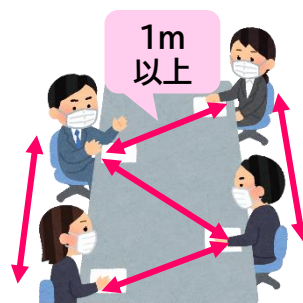


- 十分なフィジカルディスタンスの確保



- 手指消毒の徹底

- マスク着用の徹底



## 正しいマスクの着用



## 正しい手洗いの方法



## 消毒液の種類と用途

主な用途

石けん・ハンドソープによる手洗い

手指

アルコール (60%以上95%以下)

※県のガイドラインでは90%以下

手指

物品

塩素系漂白剤等

(次亜塩素酸ナトリウム 0.05%以上)

物品

※ 以下を参考に、市販の塩素系漂白剤(主成分が次亜塩素酸ナトリウムであるもの)を薄めてください。  
また、商品によって濃度が異なりますので、商品パッケージやメーカーのHPの説明をご確認ください。

- ①ハイター、キッチンハイター(花王)  
水1Lに25mL(商品付属のキャップ1杯)
- ②ブリーチ、キッチンブリーチ(ミツエイ)  
水1Lに10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

※ 樹脂製の手袋をつけて取扱いましょう。皮膚についた場合、ただちに水で洗い流しましょう。

※ 腐食性があるので、金属へ使用した後は必ず水拭きしましょう。

## 体験型小売業における事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

令和3年1月20日作成

令和4年5月19日改訂

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

このガイドラインの対象は、体験を伴う販売であり、固定店舗あるいは移動店舗において体験方式で商品の機能や特徴を説明して販売を行う事業形態を有する業種とする。

営業者は、施設の規模やデモンストレーションの形態を十分に踏まえ、スタッフやお客様への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

感染拡大防止に当たっては次の事項に留意する。

- ・ 3つの密（密閉、密集、密接）を生じさせる可能性がある大人数が集まり大声を出すような行為は行わないこと。また、お客様にも、人と人との距離を確保し、会話は控えるよう要請・掲示すること。
- ・ デモンストレーション用機器、いす、ドアノブなど高頻度接触部位については特に注意し、アルコール消毒又は次亜塩素酸ナトリウム等による消毒を行う。消毒の方法は、別紙資料を参考にすること。
- ・ 施設内の換気の状態を確認し、空気の滞留が生じないよう意図的に空気の流れを作る。
- ・ 人と人との距離を十分に保てるようデモンストレーション機器や説明会場の座席を配置する。
- ・ 地域において感染拡大が報告された場合には、対応を強化する必要がある。

### 1 お客様への対応

(1) お客様に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の入場制限を実施する。

- ・ 来店前に検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) お客様の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、お客様に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報適切に取り扱う。また、お客様自身が来店日時を記録することを促す、「接触確認アプリ（COCOA）」の利用を呼びかける。

お客様の個人情報を取得しない場合は、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」のQRコードを店内に掲示し、お客様に読み込んでいただくよう呼びかける。

(3) 咳エチケット、マスク（不織布製を推奨。以下同じ。）着用、手洗い・手指のアルコール消毒の徹底を促す。アルコール消毒には、エタノール濃度70%以上のものを使用する。また、マスクのないお客様には入店を控えていただくか、マスクを提供する。また、人と人との距離を確保し、会話は控えていただくよう要請・掲示する。

(4) 高頻度接触部位（デモンストレーション機器、ドアノブ等）においては、お客様の入れ替わりごとにアルコール又は次亜塩素酸ナトリウム溶液による消毒を行う。

- (5) デモンストレーション用機器の間は、十分な高さの亚克力板等を設置するか、最低1メートル（できるだけ2メートルを目安に）の距離を確保できるように設置する。また、お客様を案内するときは、1席おきに案内することが望ましい。
- (6) 教室形式で実施する場合は、人と人の距離を最低1メートル（できるだけ2メートルを目安に）確保する。
- (7) 雰囲気盛り上げるために行う行為は基本的に行わず、商品説明は短時間で行い、パネルや文書による説明とすることが望ましい。
- (8) 入場時及び退場時に、密にならないようスタッフが誘導する。
- (9) パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。

## 2 スタッフの感染予防対策

- (1) スタッフに対して、毎日出勤前又は出勤時に検温や健康記録を徹底し、37.5度以上の発熱があった場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状があった場合は、必要に応じてかかりつけ医の受診を促すとともに、診断結果を記録する。また、自宅待機とする。
- (2) 従事中は飲食時を除き必ずマスクを着用し、手洗い・手指の消毒（アルコール消毒）を徹底して実施する。
- (3) スタッフの事務室、休憩場所等も席の間隔を開ける、亚克力板等で仕切るなど、飛沫感染対策を行うとともに、室内の換気を行う。

## 3 デモンストレーションに当たって実施する対策

- (1) お客様の来店時に検温、体調の確認を行うとともに、手指消毒の実施をお願いする。
- (2) 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
- (3) 人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。また、室内で近距離での会話、大きな声を出さないよう要請する。
- (4) お客様に説明する場合は対面とならないような位置で、なるべく距離を取って行う。教室形式で説明する場合は最前列と説明者の間を2m以上確保するか、亚克力板等で仕切る。
- (5) 換気扇を起動することに加え、出入口又は窓の開放により十分な換気を行う。出入口又は窓の開放による換気の場合は、30分に1回以上行う。加えて、お客様の入れ替わりの際にも換気を行う。

## 4 施設管理

店舗内では、以下の事項を徹底する。

- (1) お客様及びスタッフともに、マスクの着用を徹底する。
- (2) 高頻度接触部位（デモンストレーション機器、ドアノブ等）においては、お客様の入れ替わりごとにアルコール又は次亜塩素酸ナトリウム溶液等による消毒を行う。
- (3) 受付においては、亚克力板を設置し、スタッフとお客様との間を遮蔽する。会員カードや金銭の受け渡しはトレイを介して行う。
- (4) 飲食物を提供する場合は、対面とならないようするほか、最低1メートル（できるだけ2メートルを目安に）の間隔をあけて座席を配置する。又は亚克力板等で遮蔽する。

- (5) 鼻水、唾液などがついたゴミは、ビニール袋に入れて密封してしぼる。
- (6) 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。終了後は、必ず石鹸と流水で手洗いする。
- (7) トイレ内の便座、ドアノブ、水洗レバー、洗面台の水栓などは、清拭消毒を行う。トイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示する。手洗い後は、ペーパータオルを活用する。ハンドドライヤーを使用する場合は、定期的な清掃や消毒をする。
- (8) 営業終了後は、十分に換気を行いながら、清掃及び消毒を行う。

## 5 緊急時の対応

- (1) スタッフやお客様が体調不良を訴えた場合、以下のとおり対応する。
  - ・速やかに別室へ隔離を行う。
  - ・対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
  - ・感染が疑われる者が確認された部屋の換気及び消毒を行う。
  - ・体調不良者のかかりつけ医へ連絡し、指示を仰ぐ。かかりつけ医がない場合は、受診相談センターへ連絡する。
  - ・感染が疑われる者と接触したスタッフ及びお客様の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
  - ・症状が重篤な場合は、かかりつけ医又は保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

### (2) 連絡先

受診相談センター（かかりつけ医がいないなど、相談先に迷う場合）

受付時間	連絡先		
9:00～17:15 (土日祝日含む)	電話 0120-567-492 FAX 0857-50-1033		
上記以外の時間	東部地区	中部地区	西部地区
	電話 0857-22-8111	電話 0858-23-3135	電話 0859-31-0029

接触者等相談センター（陽性者と接触歴がある方、接触した可能性がある場合）

地区	電話（8:30～17:15）	ファクシミリ
東部（鳥取市保健所）	0857-22-5625	0857-20-3962
中部（倉吉保健所）	0858-23-3135	0858-23-4803
西部（米子保健所）	0859-31-0029	0859-34-1392

### <参考>換気方法の例（「外食業の事業継続のためのガイドライン Q&A」抜粋）

Q10 「換気設備が不十分な店舗や個室を使用する場合には、十分な換気を行う。」とありますが、具体的な方法を教えてください。

A 施設の換気については、厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考にしてください。

- ・機械換気がある場合は、常時運転するなど適切に稼働させ、徹底した換気を行う。また、必要に応じて、換気設備のフィルターの手入れ等を行う。

- ・機械換気がない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保する。窓が一つしかない場合は、ドア等を開ける。

- ・換気が十分でないおそれがある場合は、CO2センサーの使用等により、換気状況の把握に努める。

- ・窓開けによる換気を行う場合は、夏期・冬期は、室温及び相対湿度に十分留意し、室温及び相対湿度を維持しようとする際に窓が十分に開けられない場合は、窓の開放と併せて HEPA フィルター付きのろ過式の空気清浄機や加湿器などの使用を検討すること。

(参考)「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法 (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>